

#### 第4 歯科医師認知症対応力向上研修事業

##### (1) 目的

高齢者が受診する歯科医師に対し、認知症の本人とその家族を支えるために必要な基本知識や、医療と介護の連携の重要性等を習得するための研修を実施することにより、認知症の疑いのある人に早期に気づき、かかりつけ医等と連携して対応するとともに、その後も認知症の人の状況に応じた歯科治療・口腔管理を適切に行い、認知症の人への支援体制構築の担い手となることを目的とする。

##### (2) 実施主体

本事業の実施主体は都道府県及び指定都市とする。ただし、事業運営の一部を適切な事業運営が確保できると認められる関係団体等に委託することができるものとする。

##### (3) 研修対象者

各都道府県及び指定都市管内で勤務（開業を含む）する歯科医師とする。

##### (4) 研修内容

研修受講者に対し、標準的なカリキュラム（別記3）に基づき、かかりつけ歯科医として必要な認知症の人に係る基礎知識・連携等の習得に資する内容とする。

##### (5) 受講の手続き等

実施主体又は研修実施受託団体の募集要綱に基づくものとする。

##### (6) 修了証書等の交付等

ア 実施主体の長は、研修修了者に対し、別途定める様式4により修了証書を交付する。

イ 実施主体の長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を作成し、管理するものとする。

ウ 実施主体の長は、研修修了者の情報について、各都道府県歯科医師会、その他関係団体と連携し、本事業実施要綱第8「普及啓発推進事業」等を活用し、研修修了者の同意を得た上で、研修修了者のリスト等を作成・更新し、各市町村や各市町村が設置する地域包括支援センターに配布するなど、地域の認知症医療体制の推進及び管内の認知症の人及びその家族等の受診の利便性に資するものとする。

##### (7) その他

ア 実施主体の長は、本事業の実施に当たっては、認知症歯科医療に精通した歯科医師、認知症サポート医等の協力の下に行うものとし、本事業の実施を関係団体等に委託する場合については、当該団体と密接な連携を図るものとする。

イ 実施主体の長は、研修受講者の募集に当たっては、各都道府県歯科医師会、関係団体等の協力を得て行うものとする。

#### (別記3) 標準的なカリキュラム

		研修内容	
I かかりつけ 歯科医の 役割  (30分)	ねらい	認知症の人や家族を支えるためにかかりつけ歯科医ができることを理解する	
	到達目標	1 共生社会の実現を推進するための認知症基本法を理解し、認知症施策の目的を踏まえ、かかりつけ歯科医の役割を理解する 2 認知症の人の本人視点を重視したアプローチの重要性を理解する 3 早期発見・早期対応の意義・重要性を理解する	
	主な内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共生社会の実現を推進するための認知症基本法</li> <li>・認知症施策</li> <li>・かかりつけ歯科医（歯科医療機関）に期待される役割</li> <li>・早期発見・早期対応の意義</li> <li>・本人の視点を重視したアプローチ</li> </ul>	
II 基本知識  (60分)	ねらい	認知症に関する基本的な知識を理解する	
	到達目標	1 認知症の主な原因疾患及びその症状や経過等を理解する 2 認知症の診断基準及びアセスメントのポイントを理解する 3 歯科医師にとって必要な診断・アセスメント・治療薬の知識について理解する	
	主な内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症の原因疾患（特徴と症例）</li> <li>・認知症の診断・アセスメント</li> <li>・認知症の治療（治療薬の基本的な知識等）</li> </ul>	
III 歯科診療 における実 践  (60分)	ねらい	認知症への気づき及び具体的な対応の原則を踏まえた、歯科診療の継続等について理解する	
	到達目標	1 認知症への気づき及び初期対応のポイントを理解する 2 症状に配慮した歯科診療のポイントを理解する 3 認知症の人への歯科診療についての原則・具体的な方法について理解する 4 認知症に伴う行動・心理症状（BPSD）への対応の原則を理解する	
	主な内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症を疑う観察のポイント・初期の対応のポイント</li> <li>・歯科診療を円滑に進めるためのマネジメント（連携・意思決定・訪問診療含む）</li> <li>・歯科医療機関で起こる認知症に伴う行動・心理症状（BPSD）への対応</li> <li>・本人・家族・介護者への対応</li> <li>・歯科医療機関の管理者の役割</li> </ul>	
IV	ねらい	認知症の人の地域における生活を支えるために必要な支援の基本、活用できる医療・介護等の施策、地域連携の重要性を理解する	

地域・生活における実践 (60分)	到達目標	1 認知症ケアの考え方とかかりつけ歯科医の役割を理解する 2 認知症の人が医療・介護等の施策や制度を活用するために必要な情報やポイントを理解する
	主な内容	・認知症ケア・支援の基本 ・認知症の人の意思決定支援について ・認知症の医療・介護に関する施策・制度、地域の仕組み等 ・地域・多職種連携

(様式4)

第 号
修 了 証 書
氏 名
生年月日 年 月 日
あなたは、厚生労働省の定める歯科医師認知症対応力向上研修を 修了したことを証します
令和 年 月 日
実施主体の長 ○ ○ ○ ○

## 第5 薬剤師認知症対応力向上研修事業

### (1) 目的

高齢者が受診した際や受診後等に接する薬局・薬剤師に対し、認知症の本人とその家族を支えるために必要な基本知識や、医療と介護の連携の重要性等を習得するための研修を実施することにより、認知症の疑いのある人に早期に気づき、かかりつけ医等と連携して対応するとともに、その後も認知症の人の状況に応じた薬学的管理を適切に行い、認知症の人への支援体制構築の担い手となることを目的とする。

### (2) 実施主体

本事業の実施主体は都道府県及び指定都市とする。ただし、事業運営の一部を適切な事業運営が確保できると認められる関係団体等に委託することができるものとする。

### (3) 研修対象者

各都道府県及び指定都市管内で勤務（開設を含む）する薬剤師とする。

### (4) 研修内容

研修受講者に対し、標準的なカリキュラム（別記4）に基づき、薬局・薬剤師として必要な認知症の人に係る基礎知識・連携等の習得に資する内容とする。

### (5) 受講の手続き等

実施主体又は研修実施受託団体の募集要綱に基づくものとする。

### (6) 修了証書等の交付等

ア 実施主体の長は、研修修了者に対し、別途定める様式5により修了証書を交付する。

イ 実施主体の長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を作成し、管理するものとする。

ウ 実施主体の長は、研修修了者の情報について、各都道府県薬剤師会、その他関係団体と連携し、本事業実施要綱第8「普及啓発推進事業」等を活用し、研修修了者の同意を得た上で、研修修了者のリスト等を作成・更新し、各市町村や各市町村が設置する地域包括支援センターに配布するなど、地域の認知症医療体制の推進及び管内の認知症の人及びその家族等の受診の利便性に資するものとする。

### (7) その他

ア 実施主体の長は、本事業の実施に当たっては、認知症薬やその服薬管理に精通した薬剤師、認知症サポート医等の協力の下に行うものとし、本事業の実施を関係団体等に委託する場合には、当該団体と密接な連携を図るものとする。

イ 実施主体の長は、研修受講者の募集に当たっては、各都道府県薬剤師会、関係団体等の協力を得て行うものとする。

(別記4) 標準的なカリキュラム

		研 修 内 容
I かかりつけ薬剤師の役割 (30分)	ねらい	認知症の人や家族を支えるためにかかりつけ薬剤師ができることを理解する
	到達目標	1 共生社会の実現を推進するための認知症基本法を理解し、認知症施策の目的を踏まえ、かかりつけ薬剤師の役割を理解する 2 認知症の人の本人視点を重視したアプローチの重要性を理解する 3 早期発見・早期対応の意義・重要性を理解する
	主な内容	・共生社会の実現を推進するための認知症基本法 ・認知症施策 ・かかりつけ薬剤師・薬局に期待される役割 ・早期発見・早期対応の意義 ・本人の視点を重視したアプローチ
II 基本知識 (60分)	ねらい	認知症に関する基本的な知識を理解する
	到達目標	1 認知症の主な原因疾患及びその症状や経過等を理解する 2 認知症の診断基準及びアセスメントのポイントを理解する 3 薬剤師にとって必要な診断・アセスメントの知識について理解する
	主な内容	・認知症の原因疾患（特徴と症例） ・認知症の診断・アセスメントの基本的な知識 ・認知症の治療（薬物治療等）
III 薬局業務における実践 (60分)	ねらい	認知症の気づき及び具体的な対応の原則を踏まえた、薬局業務や多職種連携について理解する
	到達目標	1 症状に配慮した薬局業務のポイントを理解する 2 認知症の人への説明や服薬指導についての原則・具体的な方法について理解する 3 多職種連携におけるかかりつけ薬剤師の役割について理解する 4 本人・家族・介護者への対応及び実践上のポイントを理解する
	主な内容	・認知症を疑う観察のポイント・初期の対応のポイント ・服薬の継続管理を円滑に進めるためのマネジメント ・薬局等で起こる認知症に伴う行動・心理症状（BPSD）への対応 ・本人・家族・介護者への対応 ・多職種連携の必要性と徴候からの気づき、つなぎ
IV 地域・生活における実	ねらい	認知症の人の地域における生活を支えるために必要な支援の基本、活用できる医療・介護等の施策、地域連携の重要性を理解する
	到達目標	1 認知症ケアの考え方とかかりつけ薬剤師の役割を理解する 2 認知症の人が医療・介護等の施策や制度を活用するために必要な情報やポイントを理解する

践 (60分)	主な内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症ケア・支援の基本</li> <li>・認知症の人の意思決定支援について</li> <li>・認知症の医療・介護に関する施策・制度、地域の仕組み等</li> <li>・地域・多職種連携</li> </ul>
------------	------	---

(様式5)

第 号
修 了 証 書
氏 名
生年月日 年 月 日
あなたは、厚生労働省が定める薬剤師認知症対応力向上研修を 修了したことを証します
令和 年 月 日
実施主体の長 ○ ○ ○ ○

第6 看護職員認知症対応力向上研修事業

(1) 目的

認知症の人と接する機会が多い看護職員に対し、医療機関等に入院から退院までのプロセスに沿った必要な基本知識や、個々の認知症の特徴等に対する実践的な対応力を習得し、同じ医療機関等の看護職員に対し伝達をすることで、医療機関内等での認知症ケアの適切な実施とマネジメント体制の構築を目的とする。

(2) 実施主体

本事業の実施主体は都道府県及び指定都市とする。ただし、事業運営の一部を適切な事業運営が確保できると認められる関係団体等に委託することができるものとする。

(3) 研修対象者

各都道府県及び指定都市管内で勤務する指導的役割の看護職員とする。

(4) 研修内容

研修受講者に対し、標準的なカリキュラム（別記5）に基づき、看護職員として必要な認知症の人に係る基礎知識・連携等の習得に資する内容とする。

(5) 受講の手続き等

実施主体又は研修実施受託団体の募集要綱に基づくものとする。

(6) 修了証書等の交付等

ア 実施主体の長は、研修修了者に対し、別途定める様式6により修了証書を交付する。

イ 実施主体の長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を作成し、管理するものとする。

ウ 実施主体の長は、研修修了者の情報について、各都道府県等の医師会、各都道府県看護協会、病院関係団体等と連携し、本事業実施要綱第8「普及啓発推進事業」等を活用し、研修修了者の同意を得た上で、研修修了者のリスト等を作成・更新し、各市町村や各市町村が設置する地域包括支援センターに配布するなど、地域の認知症医療体制の推進及び管内の認知症の人及びその家族等の受診の利便性に資するものとする。

(7) その他

ア 実施主体の長は、本事業の実施に当たっては、認知症サポート医や認知症ケアに精通した看護師等の協力の下に行うものとし、本事業の実施を関係団体等に委託する場合については、当該団体と密接な連携を図るものとする。

イ 実施主体の長は、研修受講者の募集に当たっては、各都道府県看護協会、関係団体等の協力を得て行うものとする。

(別記5) 標準的なカリキュラム

		研修内容
I 認知症に関する知識 講義 (180分)	ねらい	認知症の人の入院から退院までのプロセスに沿って、認知症の原因疾患の病態・特徴等の基本知識を習得する
	到達目標	1 病院における認知症の人の現状や課題を理解し、修了後の役割を理解する 2 実践対応力の前提となる認知症の原因疾患の主な症状や特徴を理解する 3 認知症の人を支える施策・制度及び社会資源等を理解する
	主な内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修の目的・意義</li> <li>・一般病院等での認知症の現状と課題</li> <li>・病院及び看護師の役割</li> <li>・認知症の原因疾患の特徴・病態</li> <li>・認知機能障害と認知症に伴う行動・心理症状（BPSD）</li> <li>・認知症と鑑別すべき他の疾患</li> <li>・せん妄の特徴や症状</li> <li>・認知症の診断と治療（薬物療法と非薬物療法）</li> <li>・若年性認知症の特徴</li> <li>・認知症の重度化予防</li> <li>・共生社会の実現を推進するための認知症基本法</li> <li>・認知症施策</li> </ul>
II 認知症看護の実践対応力 講義 (330分) 演習 (120分)	ねらい	認知症の人を理解し、より実践的な対応力（アセスメント、看護技術、院内外の連携等）を習得する
	到達目標	1 認知症及び認知症の人とその対応の原則について理解する 2 認知症の症状・特徴を踏まえた基本的な対応（アセスメント、看護技術、環境調整等）を行うことができる 3 病棟等における実践的な対応（チーム対応、院内外の連携、家族・介護者支援等）を行うことができる
	主な内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症の人の行動等の理解</li> <li>・認知症の人に対する看護の基本原則（パーソン・センタード・ケア）</li> <li>・認知症の人とのコミュニケーションの基本</li> <li>・アセスメントのポイント</li> <li>・認知機能障害への対応</li> <li>・認知症に伴う行動・心理症状（BPSD）の要因・症状と対応</li> <li>・身体管理・症状経過を踏まえた対応</li> <li>・せん妄への対応</li> <li>・退院支援</li> <li>・病棟等におけるチームケアの意義</li> <li>・多職種連携</li> <li>・倫理的課題と意思決定支援・権利擁護</li> <li>・身体拘束の原則等</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族・介護者への支援</li> <li>・社会資源と地域連携</li> <li>・(演習) 認知症に伴う行動・心理症状 (BPSD) ・せん妄への対応の事例検討 (要因の検討とケアについて)</li> <li>・(演習) 身体拘束への対応の事例検討 (チーム・連携による対応)</li> </ul>
III	ねらい	病棟等における認知症ケア体制 (院内・地域) の構築及びスタッフ育成・教育等の知識と技法を習得する
	到達目標	1 病院・病棟の課題を把握し、体制等の実情に応じて、病院・病棟や地域単位で認知症ケアに取り組む体制の構築を考えることができる 2 自施設において看護職員向けの研修を企画・実施し、継続学習を含むスタッフ育成計画を立てることができる
	講義 (90分) 演習 (300分) 主な内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病院・病棟全体で取り組む重要性</li> <li>・体制構築に向けた取り組み</li> <li>・スタッフ育成の目標設定</li> <li>・研修の企画立案・研修実施のポイント</li> <li>・研修の効果測定と受講後のフォローアップ</li> <li>・(演習) 自施設の課題整理と改善に向けた方策 (課題整理から行動計画立案(認知症ケアの体制整備)まで)</li> <li>・(演習) 研修の企画立案と研修評価・フォローアップの検討 (研修実施に加え、研修後の評価や受講者フォローアップまで)</li> </ul>

(様式6)

第 号
修 了 証 書 氏 名
生年月日 年 月 日
あなたは、厚生労働省が定める看護職員認知症対応力向上研修を 修了したことを証します
令和 年 月 日
実施主体の長 ○ ○ ○ ○

## 第7 病院勤務以外の看護師等認知症対応力向上研修

### (1) 目的

高齢者と日頃から接することが多い、病院勤務以外 (診療所、訪問看護ステーション、介護事業所等) の看護師、歯科衛生士等の医療従事者に対し、認知症の人や家族を支えるために必要な基本知識や認知症ケアの原則、医療と介護の連携の重要性等の知識について修得するための研修を実施することにより、認知症の疑いのある人に早期に気づき、地域における認知症の人への支援体制構築の担い手となることを目的とする。

### (2) 実施主体

本事業の実施主体は都道府県及び指定都市とする。ただし、事業運営の一部を適切な事業運営が確保できると認められる関係団体等に委託することができるものとする。

### (3) 研修対象者

各都道府県及び指定都市管内の診療所、訪問看護ステーション及び介護事業所等に勤務する看護師、歯科衛生士等の医療従事者とする。

### (4) 研修内容

研修受講者に対し、標準的なカリキュラム (別記6) に基づき、医療従事者として必要な認知症の人に係る基礎知識・連携等の習得に資する内容とする。

### (5) 受講の手続き等

実施主体又は研修実施受託団体の募集要綱に基づくものとする。

### (6) 修了証書等の交付等

ア 実施主体の長は、研修修了者に対し、別途定める様式 (様式7) を参考にし、修了証書を交付する。

イ 実施主体の長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を作成し、管理するものとする。

ウ 実施主体の長は、研修修了者の情報について、各都道府県等の医師会、各都道府県看護協会、関係団体等と連携し、本事業実施要綱第8「普及啓発推進事業」等を活用し、研修修了者の同意を得た上で、研修修了者のリスト等を作成・更新し、各市町村や各市町村が設置する地域包括支援センターに配布するなど、地域の認知症医療体制の推進及び管内の認知症の人及びその家族等の受診の利便性に資するものとする。

### (7) その他

ア 実施主体の長は、本事業の実施に当たっては、認知症サポート医や、認知症ケアに精通した看護師等の協力の下に行うものとし、本事業の実施を関係団体等に委託する場合には、当該団体と密接な連携を図るものとする。

イ 実施主体の長は、研修受講者の募集に当たっては、各都道府県等の医師会、各都道府県看護協会、関係団体等の協力を得て行うものとする。

(別記6) 標準的なカリキュラム

		研 修 内 容
I 基 本 的 知 識 (20 分)	ねらい	認知症の人や家族の視点に立ち、その生活を支えるために必要な基本的な知識を習得する
	到達 目標	1 認知症の現状やその病態について、概要を説明できる 2 認知症の早期発見・早期対応の意義を理解できる
	主な 内容	・研修の目的・意義（共生社会の実現を推進するための認知症基本法、認知症施策） ・認知症とは（症状や原因疾患、診断と治療、認知症の経過等） ・認知症の危険因子・予防
II 地 域 に お け る 実 践 (70 分)	ねらい	認知症の人のQOLの向上を図るため、コミュニケーション、ケア及び多職種連携による支援の実際を理解する
	到達 目標	1 認知症の人の意思を尊重したケアの基本を理解できる 2 認知症の人や家族への支援のポイントを理解できる 3 認知症に伴う行動・心理症状（BPSD）について理解し、その対応について理解できる 4 認知症の人への支援にあたって、多職種連携の意義や方法を理解できる
	主な 内容	・認知症ケアの基本（本人視点の重視等） ・認知症の人の意思決定支援について ・認知症の人とのコミュニケーションの基本 ・アセスメントのポイント ・認知症に伴う行動・心理症状（BPSD）への対応の基本 ・家族・介護者への支援 ・多職種連携の意義と実際
III 社 会 資 源 等 (10 分)	ねらい	認知症の人を取り巻く、医療・介護及び地域の社会資源の活用の重要性を理解する
	到達 目標	1 認知症の人を支える施策や仕組みを理解できる 2 活用できる制度等について本人・家族に説明できる
	主な 内容	・認知症施策の全体像 ・認知症の人への支援の仕組み ・認知症の人への支援に関する主な制度等

(様式7)

	第 号
修 了 証 書	
氏 名	
	生年月日 年 月 日
<p>あなたは、厚生労働省が定める病院勤務以外の看護師等認知症対応力向上研修を修了したことを証します</p>	
令和 年 月 日	
<p style="text-align: right;">実施主体の長 ○ ○ ○ ○</p>	

第8 普及啓発推進事業

(1) 目的

認知症の人に対し、早期に適切なサービス提供をおこなうためには、認知症の早期発見及び早期診断を普及することが重要であることから、認知症サポート医を中心として、地域住民、認知症の人の家族や介護サービス関係者等に対し、認知症医療に係る正しい知識の普及を推進することを目的とする。

(2) 実施主体

本事業の実施主体は都道府県及び指定都市とする。ただし、事業運営の一部を適切な事業運営が確保できると認められる関係団体等に委託できるものとする。

(3) 事業内容

実施主体は、本事業の目的を達成するため、講演会・シンポジウムの開催やパンフレットの作成配布など、各地域の実情に応じた取組を行うものとする。

なお、事業の実施にあたっては、都道府県等の医師会と連携を図るものとする。